

神奈川県立生田高等学校同窓会 規約

第一章 総則

第1条 本会は神奈川県立生田高等学校同窓会と称し、事務所を神奈川県川崎市多摩区長沢三丁目17番1号、神奈川県立生田高等学校（以下、母校という）内に置く。

第2条 本会は母校卒業生、母校教職員及びその他をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のために次のことを行う。

- 総会・年次代表幹事会・全体役員会・委員会その他の集会
- 会員名簿の作成・発行及び会誌の発行
- 追悼、謝恩、災害見舞
- 母校の教育援助
- その他の必要と認める事項

第二章 会員

第5条 本会の会員は正会員、特別会員、賛助会員をもって構成する。

- 正会員 母校の卒業生で会費を納入した者とする。ただし、母校に在籍した者で入会を希望する場合は会費を納入し役員会の承認を得てこれを加えることができる。
- 特別会員 母校の現旧職員とする。
- 賛助会員 本会の趣旨に賛同して、後援、寄付等をなし役員会において承認されたものとする。

第三章 総会・年次代表幹事会・役員会・全体役員会・委員会

第6条 本会に総会を置き、正会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

第7条 本会に年次代表幹事会を置き、年次代表幹事会は各期会より選ばれた各期4名の幹事をもって構成し、当該各期会々員の掌握、連絡をはかる。年次代表幹事は在学中の学年会で選出する。

第8条 本会に役員会を置き、役員会は年次代表幹事会より選出された次の役員及び顧問をもって構成する。

会長 1名 副会長 若干名 会計 2名 年次代表幹事長 1名 会計監査 2名 顧問 若干名
校内幹事 若干名 相談役 若干名

第9条 役員、顧問及び相談役は次の方法によりこれを選任する。

- 会長・副会長・会計・年次代表幹事長・会計監査は年次代表幹事会の推薦により選出し、総会に報告承認を求める。
- 顧問は母校職員の中から校長と会長により指名依頼したものとする。
- 相談役は歴代役員の中から役員会により選出する。

第10条 役員及び顧問の職責は次のように定める。

- 会長は本会を代表して会務を総括する。
- 副会長は本会の会務を記録するとともに、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 会計は本会の会計事務を総括する。

- (4) 年次代表幹事長は年次代表幹事会を代表する。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (6) 校内幹事は在職卒業生または担当職員とし、本会と母校の連絡調整をする。
- (7) 顧問は本会と母校の連絡調整をする。

(8) 相談役は役員会への助言を行う。

第 11 条 役員会は必要な都度、会長が招集し議事を審議する。

第 12 条 役員任期は三年とする。ただし再任を妨げない。なお、補充役員任期は前任者の残期間とし年次代表幹事会でその欠員の補充を決定する。

第 13 条 本会に全体役員会を置き、役員及び年次代表幹事をもって構成する。

第 14 条 本会に委員会を置き、役員・事務局及びその他をもって構成し、本会の運営にあたる。

第四章 会計

第 15 条 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあたる。

第 16 条 本会正会員は卒業時に入会金壹千円及び会費四千元を納入する。

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第五章 補則

第 18 条 本会々則の改正は全体役員会で審議し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成で総会に発議し、総会出席者の過半数の同意を必要とする。

第 19 条 会員中に本会の名誉を汚す行為のあったものは役員会の決議によって除名することができる。

第 20 条 運営上必要な細則は役員会において決定する。

第 21 条 本会に事務局を置き、事務局員若干名を置きその局員の任免に関しては、役員会の議決を経て会長がこれを決める。

第六章

第 22 条 本会々則は昭和 47 年 4 月 1 日より効力を発する。

- (1) 昭和 48 年 4 月 1 日改正
- (2) 昭和 53 年 4 月 1 日改正
- (3) 昭和 58 年 4 月 1 日改正
- (4) 昭和 60 年 4 月 1 日改正
- (5) 平成 29 年 10 月 1 日改正
- (6) 令和 5 年 4 月 29 日改正**